

雇用ニュース

2022年11月



(茨城県立歴史館 水戸市)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ ハローワーク便り 3
(3年ぶりに「障害者就職面接会」を開催しました！
労働者派遣という働き方に関心のある方を対象とした「労働者派遣セミナー」を実施しました！)
- ・ 事業主の方へ 令和4年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について . . . 4～5
- ・ 令和4年10月から育児休業給付制度が変わります 6～7
育児休業の分割取得、産後パパ育休に対応した育児休業給付が受けられます
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

3年ぶりに！

「障害者就職面接会」を開催しました！

詳しくは右ページにてご確認ください。

県内の雇用情勢

令和4年9月 有効求人倍率 1.48倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移し、改善の動きがみられるものの、物価上昇等が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」

新規求人の動き

①新規求人数	18,416 人
前年同月比	5.7 %増 16 か月連続の増加
・フルタイム	11,662 人 前年同月比 7.1 %増
・パートタイム	6,754 人 前年同月比 3.4 %増
②主要産業別の増減	
増加: 生活関連サービス業、娯楽業(前年同月比46.6%増)	
宿泊業、飲食サービス業(同45.8%増)	
教育、学習支援業(同45.2%増)	
運輸業、郵便業(同19.2%増)	
製造業(同10.6%増)	等
減少: 医療、福祉(同7.2%減)	
卸売業、小売業(同5.5%減)	
学術研究、専門・技術サービス業(同4.4%減)	等

新規求職の動き

①新規求職者数	7,716 人
前年同月比	0.8 %増 2 か月連続の増加
・フルタイム	4,775 人 前年同月比 4.1 %減
・パートタイム	2,941 人 前年同月比 9.9 %増
②年齢別の状況(常用求職者)	
・34歳以下の申込状況	
2,133 人 前年同月比	4.6 %減
・60歳以上の申込状況	
1,865 人 前年同月比	0.7 %減

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県	1.48 倍	前月に比べて	0.03 ポイント下降	(全国 19 番目)
全国	1.34 倍	前月に比べて	0.02 ポイント上昇	

雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,974 件	前年同月比	3.2 %減	2 か月ぶりの減少
雇用保険受給資格者実人員	8,400 件	前年同月比	7.4 %減	16 か月連続の減少
雇用保険被保険者				
資格取得者数	9,338 件	前年同月比	23.6 %増	5 か月連続の増加
資格喪失者数	9,617 件	前年同月比	3.2 %増	16 か月連続の増加
うち事業主都合離職者数	414 件	前年同月比	30.8 %減	2 か月ぶりの減少

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

3年ぶりに！

「障害者就職面接会」を開催しました！

茨城労働局及び県内ハローワーク

は、茨城県との共催で、9月22日（木）及び29日（木）に県内2会場で障害者就職面接会を3年ぶりに開催、59社の企業と、128名の求職者の方が参加しました。

面接会は事前予約制とし、受付時の体温測定や、面接ブースへ飛沫感染防止パーティションを設置するなど新型コロナウイルス感染防止対策を施して実施しました。各事業所のブースでは、丁寧に会社説明を行う人事担当者へ熱心に自己アピールする姿がみられました。

茨城労働局及びハローワークでは、茨城県と連携し法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守、障害者雇用促進に関する相談等の継続的な指導・援助を行っています。障害者雇用に関するご相談は最寄りのハローワークにて常時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせください。



県央会場の様子

労働者派遣という働き方に関心のある方を対象とした

「労働者派遣セミナー」を実施しました！



県北会場の様子

茨城労働局は、10月14日（金）に県北会場（日立市）において、労働者派遣という働き方に関心のある方を対象に「労働者派遣セミナー」を実施しました。このセミナーは派遣労働者の方が安心、納得して働けるよう支援するため、労働者派遣法及びその制度の理解、浸透を図るために実施したものです。

当日は「派遣で働くときに知っておきたいこと」、「労働基準関係法令と個別労働紛争解決制度」や「同一労働同一賃金」等について理解を深めることができるよう説明しました。

参加者からは、「たいへん参考になり、派遣を就職先の1つに加え、検討してみようと思います。」「派遣の制度について、とても勉強になった。」「労働関係法について知ることができて良かった。」などの意見を頂きました。

今後は、県西（11月11日（金））・県央（11月24日（木））・県南（12月7日（水））の3会場において、開催を予定しております。

茨城労働局需給調整事業室では労働者派遣法について、雇用環境・均等室では個別労働紛争解決制度について相談窓口を設けておりますので、是非ご活用ください。

(事業主の方へ)

令和4年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年9月30日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は令和4年11月30日まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1)

判定基礎期間の初日		令和4年	
		3～9月	10～11月
中小企業	原則的な措置(※2)	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 8,355円
	業況特例(※3)・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 12,000円
大企業	原則的な措置(※2)	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 8,355円
	業況特例(※3)・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 12,000円

(※1)

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

(※2)

生産指標が、前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月5%以上減少している事業主。雇用調整助成金の支給申請を初めて行う判定基礎期間の初日(対象期間の初日)が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にある場合は、生産指標が1か月10%減少している事業主。

(※3)

生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎回、業況の確認を行っている。

お願い

支給申請の都度、厚生労働省HPから最新様式のダウンロードをお願いします。令和4年10月分以降の1人1人あたりの上限額を踏まえた支給額の自動計算は、最新の様式により対応しております。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- ・ 事業所名等の積極的な公表
- ・ 5年間の不支給措置
- ・ 捜査機関との連携強化
- ・ 予告なしの現地調査
- ・ 返還請求(ペナルティ付き)

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

リーフレット



不正受給の対応を
厳格化しています

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少している事業主**

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：**令和4年9月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）**



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について**業況特例**の申請を行う**全ての事業主**は、**申請の都度、業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります**。その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります（原則として生産指標を変更することはできません。）。

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html



お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040930企01

育児休業を取得予定の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

令和4年10月から育児休業給付制度が変わります

育児休業の分割取得、産後パパ育休に対応した育児休業給付が受けられます

育児・介護休業法の改正により、令和4年10月から、育児休業の2回までの分割と、産後パパ育休（出生時育児休業）の制度を施行します。

これに伴い、育児休業給付についても以下の点が変更になりますのでお知らせします。

1. 育児休業の分割取得

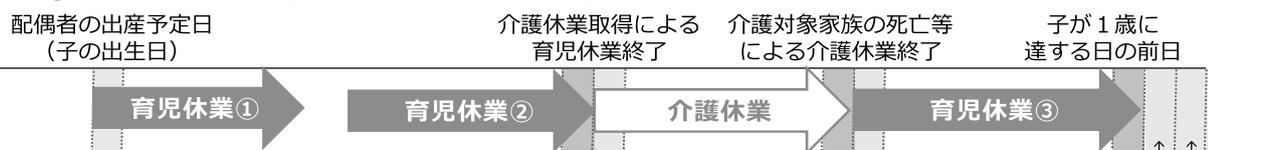
- 1歳未満の子について、**原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。**
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、**以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外**されます。
- また、育児休業の延長事由があり、かつ、**夫婦交替で育児休業を取得する場合(延長交替)**は、**1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金を受けられます。**

回数制限の例外事由

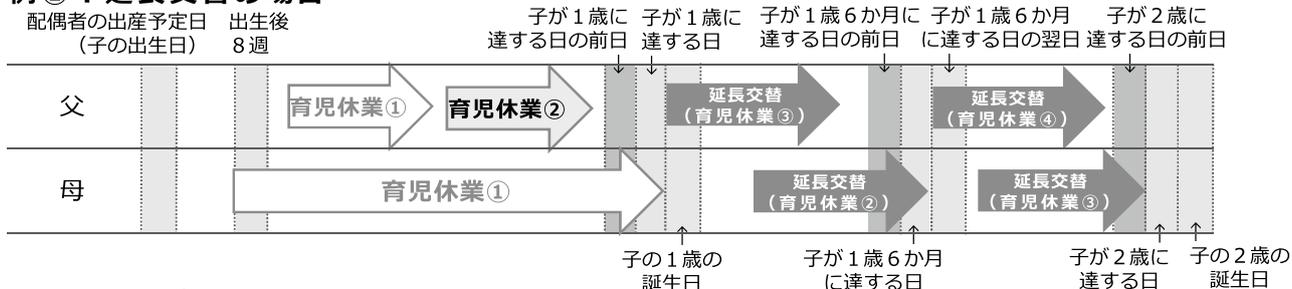
- 別の子の産前産後休業、育児休業、他の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷、婚姻の解消等とその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- 育児休業の申出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

回数の数え方の例

例①：例外事由Ⅰ（他の家族の介護休業）の場合



例②：延長交替の場合



ご注意ください

- 例外事由に該当する場合は、給付申請の際にその旨を申請書に記載してください。記載がない場合は回数制限の対象としてカウントされます。
- 必要に応じ、事業主やご本人に事実確認をする場合があります。

2.産後パパ育休（出生時育児休業）

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後パパ育休※1制度が創設されます。産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金が受けられます。

※1 産後パパ育休の詳細は「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」3（QRコード）をご参照ください。



支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。 ・休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）※2以下であること。 <p>※2 28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。 28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。 出生時育児休業期間中に就業した時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てます。</p> <p>(例) 14日間の休業 → 最大5日（5日を超える場合は40時間） 10日間の休業 → 最大4日（4日を超える場合は28時間）</p> $\left[\begin{array}{l} 10日 \times 10/28 = 3.57 \text{ (端数切り上げ)} \rightarrow 4日 \\ 80時間 \times 10/28 \div 28.57 \text{ (端数処理なし)} \end{array} \right]$
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・休業開始時賃金日額（原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額） ×支給日数×67%※3 <p>※3 支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。</p>
申請期間	<p>誕生日※4の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末まで</p> <p>【例】誕生日が令和4年10月15日 → 申請期限は令和5年2月末日まで</p> <p>※4 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日2回まで分割して取得できますが、1回にまとめた申請となりますのでご注意ください。</p>

3.その他の変更点

・支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金日額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。従って、2回目以降の育休の際は、これらの手続は不要です。

※産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後に取得する育児休業についても、これらの手続は不要です。

・産後パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請してください。

■詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください

都道府県労働局所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

全国のハローワーク所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL041006保01

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 34歳以下 の者	うち 60歳以上 の者	求人全数	求職全数		
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
2年度月平均	16,389	3,328	12,870	8,191	2,282	1,955	46,363	36,398	2,224	9,184
3年度月平均	18,111	4,049	13,865	8,091	2,237	2,055	51,492	37,401	2,225	8,386
3年4月	18,475	4,065	14,203	11,428	2,810	3,710	49,334	40,137	2,637	7,665
5	14,290	3,236	10,887	8,018	2,227	2,153	46,697	39,586	2,204	8,099
6	18,973	4,124	14,633	8,210	2,329	1,922	49,273	38,695	2,460	9,025
7	18,000	3,995	13,801	7,540	2,135	1,796	48,826	36,721	2,219	9,349
8	15,580	3,538	11,870	7,602	2,266	1,709	49,744	36,341	1,864	9,415
9	17,417	4,038	13,194	7,653	2,237	1,878	49,157	36,337	2,103	9,067
10	20,311	4,820	15,222	8,474	2,435	2,008	51,223	37,634	2,131	8,580
11	18,250	3,884	14,144	7,308	2,069	1,737	53,811	37,675	2,142	8,700
12	17,216	4,135	12,919	5,727	1,525	1,413	53,206	35,648	2,107	8,174
4年1月	21,788	4,545	16,999	8,424	2,272	2,058	55,222	35,708	1,795	7,820
2	17,882	3,862	13,817	7,969	2,124	1,955	55,213	36,226	2,075	7,426
3	19,155	4,346	14,626	8,744	2,414	2,317	56,196	38,109	2,965	7,308
4年4月	18,961	4,101	14,531	10,442	2,585	3,492	53,226	39,554	2,411	6,714
5	16,748	3,654	12,873	8,914	2,313	2,580	52,367	40,065	2,347	7,465
6	20,432	4,623	15,571	8,019	2,262	1,959	54,296	39,007	2,383	8,037
7	18,789	4,120	14,425	7,164	2,052	1,787	53,977	37,032	2,088	8,272
8	16,961	3,777	12,961	7,632	2,157	1,773	54,237	36,445	1,992	8,911
9	18,416	4,320	13,824	7,716	2,133	1,865	52,908	36,179	2,185	8,400

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
元年度月平均	2.23	2.35	1.59	1.56	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.5	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.3
2年度月平均	2.00	1.89	1.27	1.10	▲ 13.9	▲ 20.8	▲ 4.2	▲ 1.8	▲ 17.6	▲ 16.8	23.4	22.5	199	2.9
3年度月平均	2.25	2.09	1.38	1.16	10.5	10.2	▲ 1.2	0.1	0.04	1.5	▲ 8.7	▲ 8.7	191	2.8
3年4月	2.15	1.90	1.31	1.09	29.0	15.2	19.6	14.5	7.7	15.9	8.5	23.6	211	2.8
5	1.97	2.15	1.33	1.10	▲ 4.3	7.7	7.5	▲ 0.8	30.9	29.1	0.1	8.4	213	2.9
6	2.38	2.10	1.39	1.13	20.6	5.4	▲ 13.5	▲ 14.1	6.0	7.8	▲ 11.4	▲ 1.8	207	2.9
7	2.24	2.03	1.40	1.14	11.7	8.3	▲ 10.8	▲ 7.7	▲ 2.1	▲ 5.3	▲ 15.0	▲ 9.0	193	2.8
8	2.00	2.00	1.39	1.15	2.6	10.0	2.5	3.9	▲ 2.9	▲ 1.8	▲ 14.2	▲ 11.6	194	2.8
9	2.33	2.05	1.37	1.15	7.3	6.6	▲ 6.1	▲ 0.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 17.0	▲ 16.0	194	2.8
10	2.18	2.03	1.36	1.16	6.5	8.7	▲ 1.5	▲ 3.6	▲ 11.1	▲ 6.9	▲ 15.9	▲ 18.1	184	2.7
11	2.24	2.08	1.36	1.17	12.3	12.3	6.0	10.0	2.1	2.3	▲ 5.8	▲ 13.2	183	2.8
12	2.45	2.19	1.34	1.17	16.9	12.2	▲ 4.5	2.8	6.2	▲ 0.9	▲ 6.4	▲ 13.0	173	2.7
4年1月	2.29	2.16	1.38	1.20	12.7	14.6	5.2	6.0	▲ 2.6	1.7	▲ 4.6	▲ 11.6	185	2.8
2	2.26	2.21	1.42	1.21	4.5	9.5	▲ 5.9	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 13.9	180	2.7
3	2.49	2.16	1.45	1.22	8.4	7.5	▲ 10.7	▲ 3.8	▲ 8.5	▲ 9.1	▲ 7.2	▲ 15.2	180	2.6
4年4月	2.40	2.19	1.44	1.23	2.6	12.3	▲ 8.6	▲ 3.6	▲ 8.6	▲ 8.1	▲ 12.4	▲ 15.8	188	2.5
5	2.17	2.27	1.48	1.24	17.2	17.2	11.2	15.4	6.5	2.2	▲ 7.8	▲ 1.6	191	2.6
6	2.57	2.24	1.51	1.27	7.7	12.0	▲ 2.3	3.3	▲ 3.1	▲ 0.4	▲ 10.9	▲ 4.3	186	2.6
7	2.35	2.40	1.51	1.29	4.4	12.8	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.9	▲ 2.3	▲ 11.5	▲ 9.6	176	2.6
8	2.30	2.32	1.51	1.32	8.9	15.1	0.4	1.3	6.9	2.2	▲ 5.4	▲ 4.4	177	2.5
9	2.39	2.27	1.48	1.34	5.7	9.8	0.8	▲ 1.7	3.9	▲ 1.9	▲ 7.4	▲ 5.5	187	2.6

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち34歳以下の者」、「うち60歳以上の者」とは、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 令和3年12月以前の季調値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。